

根室市長選挙 選挙長告示第 5 号

令和4年9月11日執行の根室市長選挙は、候補者の数とその定数を越えない（1名である）ことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票は行わない。

令和4年9月4日

根室市長選挙  
選挙長 袴谷良憲

